

2017年度までに無期契約社員または限定社員の就業規則を「作成する予定」が67.0%

「有期労働契約に関するアンケート」（東京経営者協会） 実施時期：2015年7月 回答者数：106名

2013年4月1日に施行された労働契約法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）により、企業は2018年4月1日までに現在雇用している有期契約労働者について、無期転換させるかどうかの対応を求められている。

東京経営者協会では有期労働契約に関するセミナーを開催し、参加した会員企業の人事・労務担当者を対象に「有期労働契約に関するアンケート」を実施した。

アンケートによると、2017年度までに無期契約社員または限定社員（勤務地、職種など）の就業規則を「作成する予定」と回答したのは67.0%、「その予定はない」は16.0%、「すでにそのような就業規則はある」と回答したのは6.6%であった（図1）。

また、有期労働契約に関する課題を尋ねたところ、最も多かったのは「無期化への対応」81.1%であり、次が「規定の作成」と「処遇」でそれぞれ41.5%、「雇止め」が33.0%であった（図2）。

図1. 2017年度までに無期契約社員または限定社員の就業規則を作成する予定か

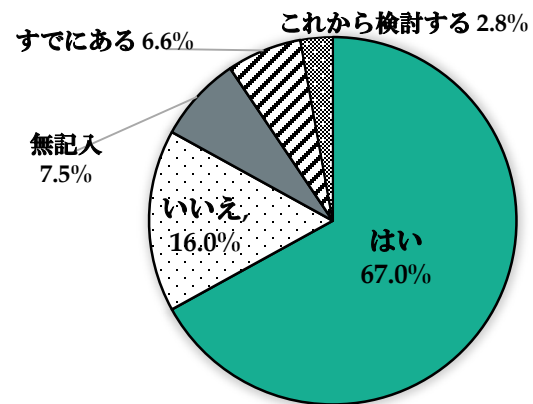


図2. 有期労働契約に関する課題（複数回答）

